

大分市バリアフリー基本構想  
【鶴崎駅周辺地区】  
道路特定事業計画

令和3年2月

大 分 県  
大 分 市

## 《目 次》

1. はじめに .....	1
2. 整備対象区域 .....	2
3. 整備目標年次 .....	3
4. 大分市バリアフリー基本構想 .....	3
4-1. 基本理念・基本方針 .....	3
4-2. 道路特定事業 .....	5
5. 道路特定事業計画 .....	8

---

## 1 はじめに

---

本市は、高齢者や障がい者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を図るため、平成16年3月に「大分駅を中心とする交通バリアフリー基本構想」（以下「交通バリアフリー基本構想」という。）を策定しました。

その後、法制度の見直しや少子高齢化社会の到来、ユニバーサルデザインの考え方の導入などを受けて、平成26年3月に「大分市バリアフリー基本構想」（以下「旧基本構想」という。）を策定し、高齢者や障がい者を含むすべての人が安心・安全に回遊できる、人にやさしいまちづくりを推進してきました。

平成30年5月に公布、その後施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正バリアフリー法」という。）において、新たにマスタープラン制度が創設され、バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化が必要とされています。また、鉄道駅等の旅客施設を中心とした地区や高齢者、障がい者等が利用する施設が集積した地区において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、交通安全等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進し、高齢者への対応や障がい者の社会進出等を促進することが求められています。

本市においても、「改正バリアフリー法」に基づいて、移動等円滑化促進方針（大分市バリアフリーマスタープラン）を策定し、鶴崎駅周辺地区は移動等円滑化促進地区（重点整備地区候補）として位置づけをしています。

現在、わが国は急速な高齢化が進行し、超高齢社会を迎えている中、本市における総人口は今後減少傾向に転じることが見込まれ、高齢化は増々進行していく傾向にあります。

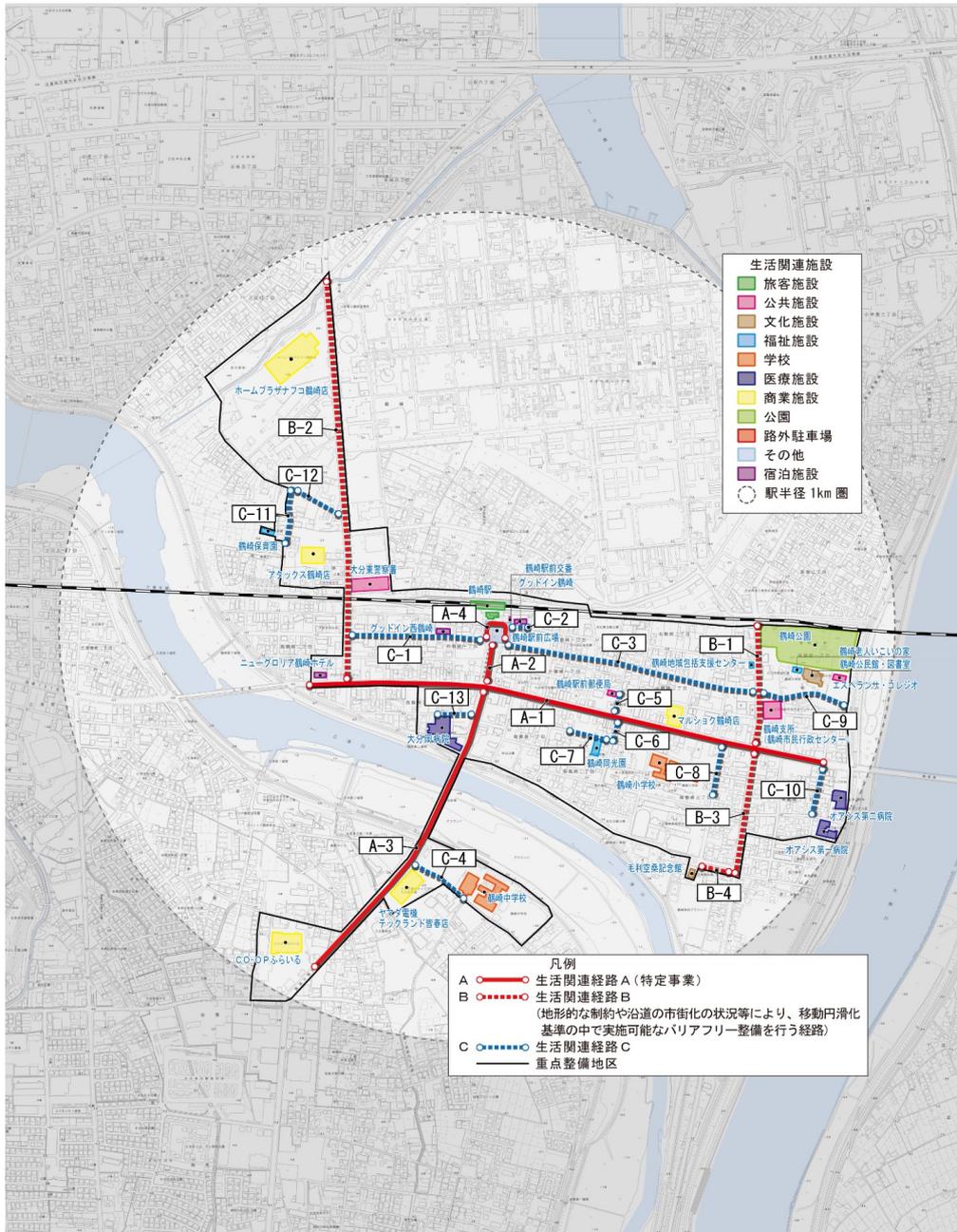
鶴崎駅周辺地区は土地区画整理事業や周辺開発により住宅地が形成され、鶴崎市民行政センターや鶴崎公民館等の公共施設が集約していることから、高齢者や障がい者を含むすべての人にとって利用しやすい都市の基盤整備、そして人にやさしいまちづくりを目的に「大分市バリアフリー基本構想【鶴崎駅周辺地区】」を策定しました。

この基本構想を受け、法第31条の規定に基づき、道路管理者が実施する道路等のバリアフリー化事業を取りまとめた「道路特定事業計画」を作成しました。

今後は、この事業計画により総合的、一体的なバリアフリーを推進していきます。

## 2 整備対象区域

基本構想における鶴崎駅周辺重点整備地区



---

## 3 整備目標年次

---

基本構想の計画開始年度は令和年度とし、目標年度は令和6年度とします。  
ただし、出来る限り早期の実施に努めます。

---

## 4 大分市バリアフリー基本構想

---

### 4-1 基本理念・基本方針

#### 基本理念

**だれもが自由にどこへでも豊さあふれる大分市**

#### 〇だれもが自由にどこへでも

歩行空間や公共交通機関、公共施設をはじめとするハード施設の整備とともに、心のバリアフリーの取組を推進することで、障がいの有無、年齢・性別、人種等にかかわらず、誰もが安全で安心して、円滑に行きたい場所へ自由に移動することができる生活環境を目指します。

#### 〇豊かさあふれる大分市

誰もが円滑に移動することができるためのハード面のバリアフリー、およびソフト面のバリアフリーの推進により、結果として得られるのは生活圏域の拡大です。これに伴い、多くの文化的・社会的活動への参加へ結びつけることができ、共生社会を実現します。

#### 基本方針

### 1 バリアフリー・ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの大分市全域への拡大

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、年齢、障がいやケガの有無、性別等に関わらず、誰もが社会参加ができる安全で快適なまちづくりを推進します。バリアフリーマスタープランの策定により、移動等円滑化促進地区の選定及び重点整備地区を設定し、バリアフリー・ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりにおける大分市全域への拡大を推進します。

## 2 誰もが円滑に移動できるバリアフリー環境の形成強化

本市の都市計画、公共交通ネットワークの特性を踏まえ、高齢者や障がい者をはじめ誰もが、歩行または公共交通を利用してどこへでも円滑に移動ができるバリアフリー化の環境整備を推進します。不特定多数の人々が利用する施設において、バリアフリーの取組を進めます。

## 3 市民・事業者・行政の協働による住民参加の取組

事業者や国・県・市の連携を図り、不特定多数の人々が利用する施設を含む一体的かつ重点的なバリアフリー化を推進します。また、計画段階での高齢者、障がい者等との意見を交わすなど、住民参加によるバリアフリー化に取組みます。

## 4 持続的なバリアフリー化の進行管理と検証

バリアフリー化は単発的な整備で完了するものではなく、また、費用面や整備内容によって短期的に整備を完了することが難しい場合もあることから、面的かつ一体的な整備を継続的に取組むことが必要です。

継続的な取組を行うにあたっては、取組の進行管理を行いながら、PDCA サイクルによる検証を行い、結果に応じて見直しや新たな取組を行います。

## 5 心のバリアフリーの推進

安全・安心に社会生活ができるようにするために、物理的な整備だけでなく、市民一人ひとりがバリアフリーについて理解を深め、お互いに協力し、助け合うことにより、心のバリアを取り除くことが必要です。

市民一人ひとりが高齢者、障がい者等への理解と意識の醸成を図るために、これまでの取組を継続して進めていくことが重要です。

## 6 計画立案から周知へ、バリアフリーの普及、啓発活動の推進

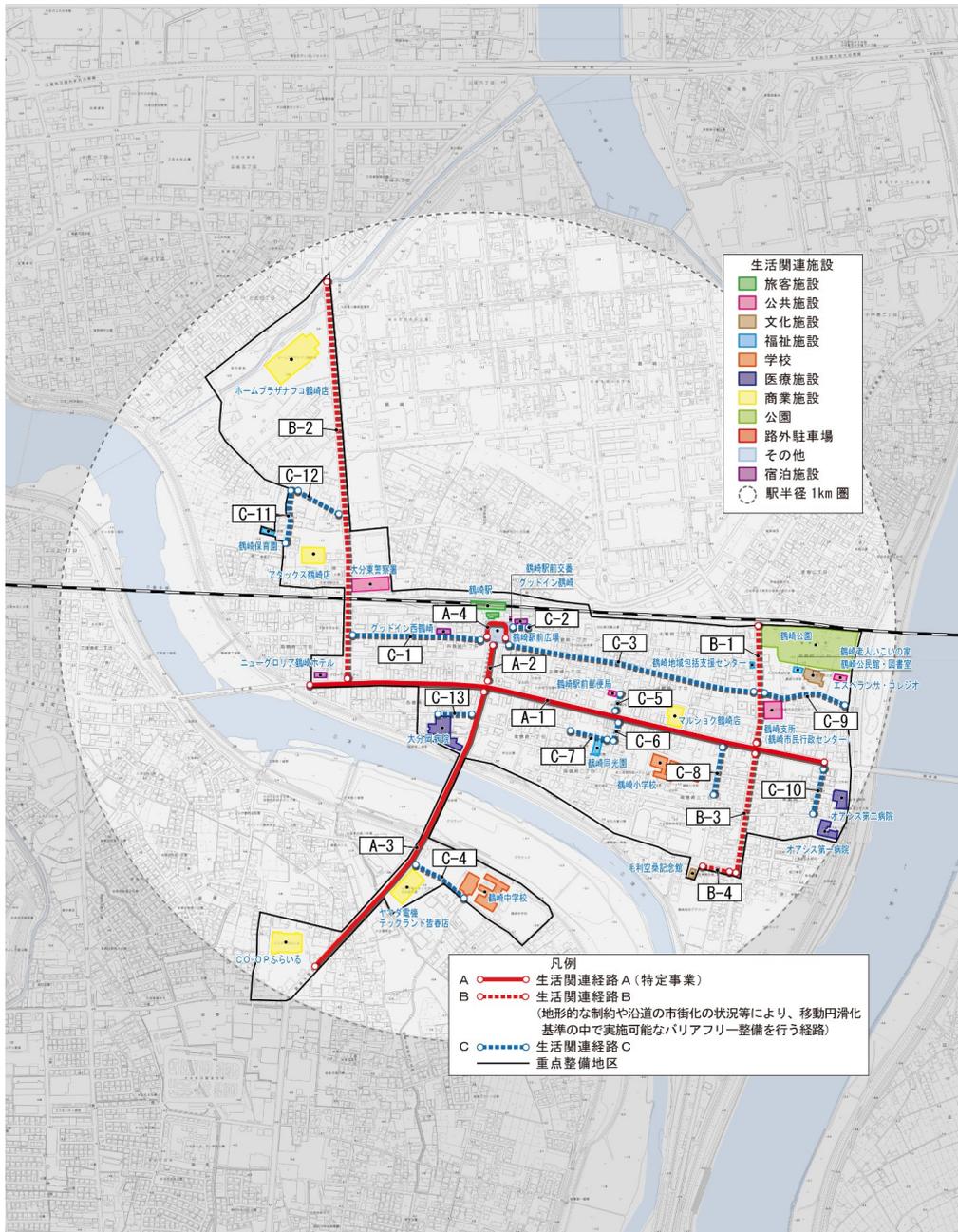
施設のバリアフリー化によるハード整備の充実とともに、高齢者、障がい者等に対して、市民一人ひとりがやさしさや思いやりを持って接するために、バリアフリー化に関する本市の取組状況を共有し、各種の啓発・広報活動に取組みます。

## 4-2 道路特定事業

事業種別	対象施設等	主な事業内容	実施予定時期
特定事業	生活関連経路A (路線名) ・【A-1】国道197号 ・【A-2】(県道)鶴崎停車場線 ・【A-3】(県道)鶴崎大南線	以下に関する歩道の整備または検討を実施する。 イ) 有効幅員2.0m以上の確保。ただしやむを得ない場合は1.5m以上の確保 ロ) 車いす使用者等の走行に配慮した騒音・振動の少ない舗装への改善 ハ) 視覚障害者誘導用ブロックの設置・改良 ニ) 段差の改良 ホ) こう配の改良 ヘ) 横断歩道付近の平坦部の確保、または設置可能な箇所へのスムーズ横断歩道の設置 ト) 排水施設の改良	R2~R6
	生活関連経路A (路線名) ・【A-4】鶴崎駅前広場	高齢者・障がい者等の利用に配慮した、下記内容にて駅前広場の施設整備の検討を実施する。 イ) 車いす使用者等の走行に配慮した騒音・振動の少ない舗装への改善 ロ) 視覚障害者誘導用ブロックの設置・改良 ハ) 段差の改良 ニ) こう配の改良 ホ) 排水施設の改良	R2~R6

事業種別	対象施設等	主な事業内容	実施予定時期
関連事業	生活関連経路B (路線名) ・【B-1】(県道)鶴崎港線 ・【B-2】(市道)鶴崎・三佐線 ・【B-3】(市道)東鶴崎下徳丸線 ・【B-4】(市道)南鶴崎6号線	以下に関する実施可能な歩道の改良を行う。 イ) 有効幅員 2.0m以上の確保。ただしやむを得ない場合は 1.5m以上の確保 ロ) 車いす使用者等の走行に配慮した騒音・振動の少ない舗装への改善 ハ) 視覚障害者誘導用ブロックの設置・改良 ニ) 段差の改良 ホ) こう配の改良 ヘ) 横断歩道付近の平坦部の確保、または設置可能な箇所へのスムーズ横断歩道の設置 ト) 排水施設の改良	R2~R6

事業種別	対象施設等	主な事業内容	実施予定時期
関連事業	生活関連経路C (路線名) ・【C-1】(市道)西鶴崎9号線 ・【C-2】(市道)北鶴崎2号線 ・【C-3】(市道)北鶴崎3号線 ・【C-4】(市道)乙津・森町線 ・【C-5】(市道)中鶴崎5号線 ・【C-6】(市道)南鶴崎9号線 ・【C-7】(市道)南鶴崎3号線 ・【C-8】(市道)南鶴崎12号線 ・【C-9】(市道)東鶴崎1号線 ・【C-10】(市道)東鶴崎13号線 ・【C-11】(市道)下鶴崎1号線 ・【C-12】(市道)鶴崎三佐二丁目線 ・【C-13】(市道)西鶴崎11号線	歩行者空間の実施可能なバリアフリー化を行う。	R2~R6



生活関連経路の区分図

---

## 5 道路特定事業計画

---

道路特定事業計画(1)

路線名	国道197号(生活関連経路A-1)	事業者名 【問合せ先】	大分県(大分土木事務所)	
事業区間	東鶴崎～乙津橋東交差点	延長/面積	L=1,200m	
事業内容		事業量 (延長/面積)	実施予定期間	
			着手	完了
支障となるストリートファニチャーなどの撤去・移設		2箇所	令和3年度	令和6年度
排水施設の溝幅修正		3箇所	令和3年度	令和6年度
事業の実施に際し配慮すべき重要事項		国道197号鶴崎拡幅実施中。同事業の工事の際に極力手戻りが生じない範囲に限定して実施。		
検討内容		事業量 (延長/面積)	検討期間	
			着手	完了
歩道横断勾配・横断歩道付近の平坦部確保の検討		L=1200m	令和2年度	令和6年度
透水・排水性舗装の検討		L=1200m	令和2年度	令和6年度
点字誘導の配置の検討		L=1200m	令和2年度	令和6年度
事業の検討に際し配慮すべき重要事項		国道197号鶴崎拡幅実施中。 鶴崎駅周辺のまちづくりの動向を確認のうえ検討。		

事業計画図



道路特定事業計画(2)

路線名	(一)鶴崎停車場線(生活関連経路A-2)	事業者名 【問合せ先】	大分県(大分土木事務所)	
事業区間	鶴崎駅～鶴崎駅入口交差点	延長/面積	L=100m	
事業内容		事業量 (延長/面積)	実施予定期間	
			着手	完了
事業の実施に際し配慮すべき重要事項				
検討内容		事業量 (延長/面積)	検討期間	
			着手	完了
点字誘導の配置の検討		L=100m	令和3年度	令和6年度
事業の検討に際し配慮すべき重要事項		鶴崎駅周辺のまちづくりの動向を確認のうえ検討。		
事業計画図				
<p>区間延長 L=100m</p>				

道路特定事業計画(3)

路線名	(一)鶴崎大南線(生活関連経路A-3)	事業者名 【問合せ先】	大分県(大分土木事務所)	
事業区間	鶴崎駅入口交差点～皆春	延長/面積	L=800m	
事業内容		事業量 (延長/面積)	実施予定期間	
			着手	完了
歩道の改修・点字誘導の設置		170m	令和5年度	令和6年度
排水施設の溝幅修正		3箇所	令和3年度	令和6年度

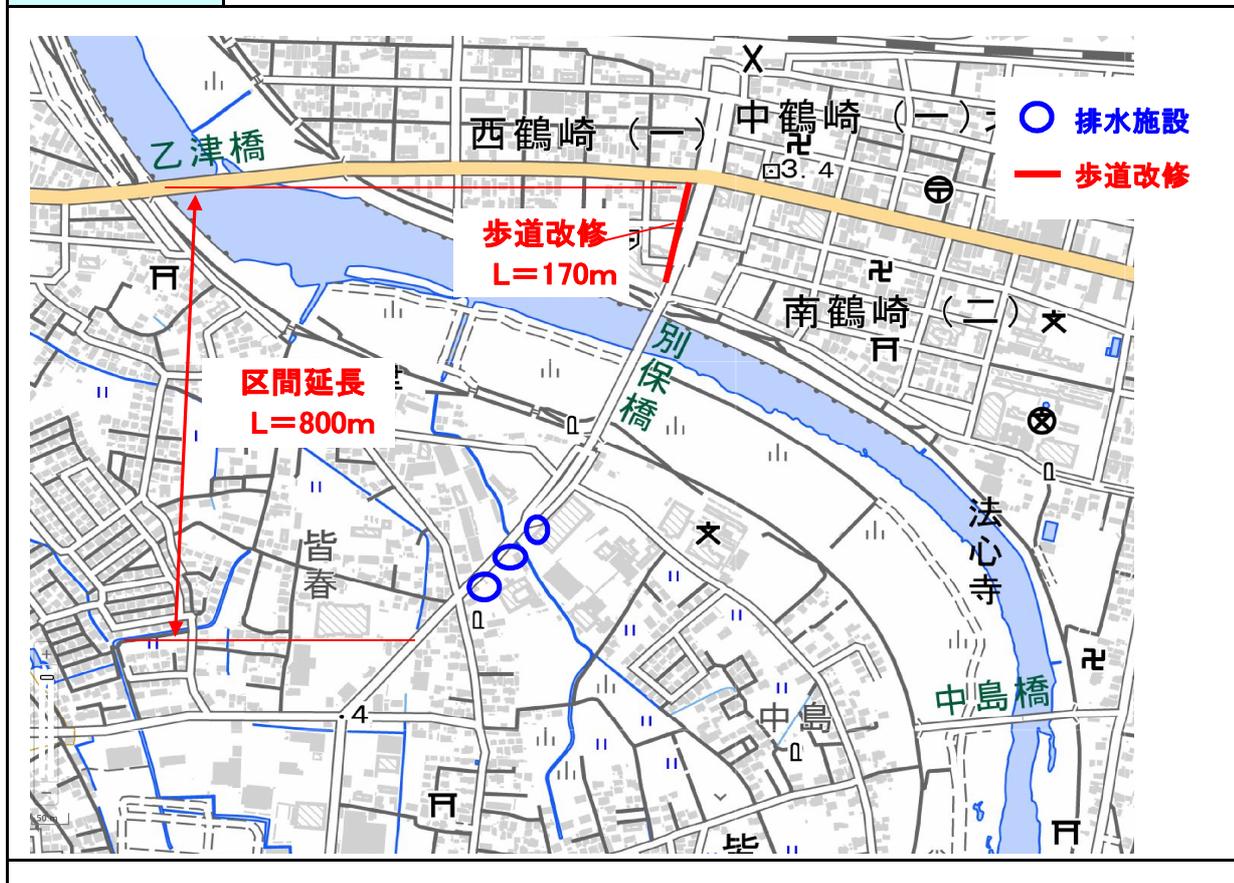
事業の実施に際し配慮すべき重要事項

国道197号鶴崎拡幅や、鶴崎駅周辺のまちづくりの動向を確認のうえ実施。

検討内容	事業量 (延長/面積)	検討期間	
		着手	完了

事業の検討に際し配慮すべき重要事項

事業計画図



道路特定事業計画(4)

路線名	鶴崎駅前広場(生活関連経路A-4)	事業者名 【問合せ先】	大分市	
事業区間	鶴崎駅前広場	延長/面積	L=120m	
事業内容		事業量 (延長/面積)	実施予定期間	
			着手	完了
①集水柵グレーチングの取替		2箇所	令和3年度	令和6年度
事業の実施に際し配慮すべき重要事項				
検討内容		事業量 (延長/面積)	検討期間	
			着手	完了
事業の検討に際し配慮すべき重要事項				
事業計画図				

